

油政連かながわ

第 15 号

平成25年12月20日発行

発行所
横浜市中区万代町3-5-3
石油会館
神奈川県石油政治連盟
☎045-641-1351

さらなる石油増税、絶対反対！

神奈川県石油政治連盟

会長 渡辺治夫



当油政連会員の皆様には日頃から組織活動に格別のご支援・ご協力を賜りましたこと心より厚く御礼申し上げます。

昨年引き続き、全国から500人余りが集結し、75人の与党国会議員も参加して、全石連と油政連、石油連盟が一体となり、11月14日に「石油増税反対」総決起大会を開催しました。「これ以上、国民に負担をかけるな！」を主題に、「さらなる石油増税、絶対反対」「温対税の用途拡大、絶対反対」「タックス・オン・タックスの廃止」の3点を訴えました。参加者全員が“増税反対”を記したハチマキとタスキを付け、「石油」を狙い撃ちした増税の動きに断固反対する意向を示しました。

冒頭、全石連の関会長が大会趣旨を説明し、壇上に居並んだ与党の国会議員を前に、石油増税につながるすべてに反対せざるを得ないSS業界の現状に理解を賜り、生き残る流れを作っていきたいと述べました。森全国油政連会長のリードで総決起大会決議を満場一致で採択し、最後に、西尾副会長の発声で大シュプレヒコールを挙げ、全国の参加者がそれぞれ地元選出の国会議員への個別陳情を行いました。全石連と石油連盟の幹部は、経済産業省の副大臣などに決議書を手渡した結果、我々の訴えに一定の理解を示していただきました。

また、平成26年4月からの消費税の増税に伴うSS店頭表示については、全石連が11月13日に開催した緊急理事会において、「総額表示」で対応することを正式に決めました。

政府は消費税増税に伴う価格表示について、10月1日から2017年3月までの時限措置で外税表示、さらには事業者団体が申し合わせて一斉に上乘せする転嫁カルテルや表示方法を統一する表示カルテルを認める消費税転嫁対策特別措置法を施行しました。

これに伴い、業界内では総額表示と外税表示のどちらで対応すべきか議論が分かれていましたが、総額表示と外税表示が混在すると、消費者の間で無用な混乱が広がる恐れがあると考え、混乱回避を最優先すべきと判断し、今理事会において総額表示で一本化することを決定したものであります。

しかしながら、員外SSが外税表示を掲示する可能性があることから、石油業界の混乱を避けるため総額表示で一本化できるよう監督官庁である資源エネルギー庁に対し、積極的に対応するよう強く要請しました。

引き続き県油政連は、全石連・全国油政連との連携を強化しながら、精力的に活動を続け、正常な市場確保のあり方や、石油販売業界の社会的地位の向上を目指してまいりますので、各位のご理解とご協力を重ねてお願い致します。

これ以上、国民に負担をかけるな！

さらなる石油増税、絶対反対！・温対税の用途拡大、絶対反対！・税金の二重取りは、廃止せよ！



(多数の国会議員と共に、シュプレヒコールを挙げた)



(決議採択を行った森全国油政連会長)

全国から500人が結集

全国から500人余りが結集、75人の与党国会議員も参加して、全石連（関正夫会長）と全国油政連（森洋会長）、石油連盟（木村康会長）は平成25年11月14日に「石油増税反対」総決起大会を開催しました。「これ以上、国民に負担をかけるな！」を主題に、①増税反対②用途拡大反対③タックス・オン・タックスの廃止の3点を訴えました。

自民党の野田毅税調会長など昨年を上回る支援議員を交えて、西尾全石連副会長の発声で大シュプレヒコールを挙げ、全国の47都道府県石商・油政連トップが地元選出の国会議員への個別陳情を行いました。

(満場一致で採択された、大会決議文)

大会決議

○東日本大震災では、石油業界は一致団結して安定供給に努め、分散・自立型エネルギーである石油の重要性が再認識された。懸念される南海トラフ地震・首都直下地震への備えは喫緊の課題である。わが国経済・社会を支える石油の安定供給確保は国の命運を左右する最重要課題である。

○石油には既に5兆円を超える税負担がある上に、来年4月には、消費税の引上げと地球温暖化対策税の引上げが予定され、現在の市況において増税分だけでガソリンは1ℓ約5円の価格アップとなる。これ以上の石油増税は、消費者の負担が増大するとともに、石油需要を減少させることになる。その結果、サプライチェーンは疲弊し、巨大災害への対応を含めて安定供給を困難にする。

○こうした中、政府においては、森林吸収源対策のために、地方財源への転用を含め地球温暖化対策税の充当や、ガソリン税の本則税率上乘せ分の転用が検討されている。しかし、地球温暖化対策税は、エネルギー起源CO2排出抑制対策の追加財源確保のため、国民・産業界に必要最小限の負担を求める目的で創設されたもので、温暖化対策税による税収は、全額を、燃料対策・省エネ対策等に充当すべきである。また、ガソリン税の本則税率上乘せ分を森林吸収源対策に充当することはもちろん、同様の目的から、石油を課税対象とすることは、断固反対である。

○さらに、車体課税の代替財源として、燃料課税の強化が検討されているが、石油を狙い撃ちにした増税や税収の転用は言語道断である。

○ガソリン税等に消費税を上乘せする税金の二重取り（タックス・オン・タックス）が解消されなければ、消費者の負担は、現行の1,750億円から、8%増税時に2,800億円と拡大する。

○ついては、石油をめぐる現下の厳しい情勢をひきま、石油業界の総意として、消費者の負担軽減を目指して、政府・国会に対して、これ以上、国民に負担をかけるな！

①さらなる石油増税には絶対反対！

②森林対策に地球温暖化対策税を充当するのは絶対反対！

③税金の二重取り（タックス・オン・タックス）を廃止せよ！

を要望し、その実現を強力に求めるものである。

以上、決議する。

平成25年11月14日

石油連盟
会長 木村 康
全国石油商業組合連合会
会長 関 正夫
全国石油政治連盟
会長 森 洋

SS経営の安定と公正取引の実現に向け 中小石油販売業者の声を政治に!

石油流通議連 業転格差解消求める

野田会長ら幹部『甘い!』公取委指摘案より厳しく

元売ヒアリングも実施

自民党石油流通問題議員連盟（野田毅会長）は6月25日に役員会を開催し、各地組合役員を前に元売の供給過剰体制の是正と業界全体の構造改革のための政策的対応を政府に求めていくことを決めたほか、議員立法も視野にガソリン流通市場における事業規制のあり方や関連法規の運用について引き続き検討する方針を決めました。

公取委がガソリン流通実態調査で、元売が業転玉の購入・販売を制限している行為について“適切でない”との見解には一定の理解を示しましたが、より具体的な考え方が明記されていないことに“甘い”“明らかに後退している”との批判が出ました。さらに「元売は優越的地位を振りかざしている。独禁法違反、極めて不適切という表現に改めるべき」などと、最終結果に反映させるよう求めました。

役員会では、公取委がガソリン流通実態調査の概要を発表するとともに、議連のプロジェクトチームのメンバーが主要元売各社の販売担当役員らを個別に呼んで、業転流通の実態把握を目的に実施したヒアリング結果を報告。これらの発表・報告に基づいて、野田会長が公共インフラとしてのSSの生き残りに向けた対応方針を示した中間とりまとめ（右）を発表しました。



業転格差縮小のため徹底した対策を求める野田会長。下は、議連中間とりまとめの抜粋

- 今回の問題の本質は、元売の供給過剰体制により余剰玉を川下に垂れ流していることであり、それが業転玉の多さにつながっていることが判明した。その供給過剰体制の是正が課題であり、政策的対応が早急に必要となっている。
- 販売業界の苦境の原因は、系列玉と業転玉の格差拡大の問題であった。長年にわたって、元売マークを掲げてきた特約店には高く卸し、系列に属さないプライベートブランド（PB）の量販業者には安値の業転玉を卸すという、極めて不自然な販売実態と、その流通量の増大にあった。
- こうした歪な流通構造の要因として、元売が商標権を理由に系列店に対し業転玉の購入制限を行っているという問題が指摘されている。これに対し公正取引委員会は本日、「これらの行為は、取引上、優越した立場にある元売が、一般特約店に対し、一方的に、競争上不利な取引条件を課しているおそれがあるものであり、ガソリンの流通市場における公正な競争環境を整備するという観点からみて適切ではない」とするガソリン流通実態調査の概要版を発表した。
- われわれ議連のPTメンバーは先週以降、主要元売各社を個別に呼んで、こうした業転流通の実態についてヒアリングを行った。しかし、各社においては、この現状を改善しなければならないという問題意識は一部元売を除いて総じて希薄であり、改善に向けた具体策は出てこなかった。
- 当議連としては、まず、関係者間での適切な対応を促すとともに、ガソリンの流通市場における事業規制のあり方や関連法規の運用についても引き続き検討していく。その上で、必要に応じて議員立法を検討していくこととする。
- また、元売の供給過剰体制の是正と業界全体の構造改革のための政策的対応を政府に強く求めていくこととする。

地下タンク規制 過疎地SS緩和を要望

消防庁・岡崎長官へ

岡崎消防庁長官に要望書を手渡す関会長



全石連の関正夫会長、河本博隆副会長・専務理事は6月25日、消防庁の岡崎浩巳長官と面談し、「過疎地域のSSに対する地下タンク規制等の緩和について」の要望を行った。消防法省令改正で埋設後40年以上経過した地下タンクについて、FRP内面ライニング加工や精密油面計の設置などの漏洩未然防止対策を講ずることが義務付けられたが、対策はFRP工事で1SS500万円以上の高額な費用

負担が発生するため、3分の2の国の助成があっても、自己負担分が捻出できずに廃業するSSが増加している。特に過疎地のSSが廃業した場合、地域住民の生活が維持できない事態が想定され、過疎地SSの維持・存続に向け、「地下タンクに係る漏洩未然防止対策等消防法規制緩和」などの要望を行いました。

要望に対して岡崎長官は「安全確保は平等にすべきであり、規制緩和の例外は慎重に対応したい」としながらも、「過疎地の実態を精査したうえで、要望事項の実現性について検討したい」と応じました。

元売の業転購入制限「不適切」

公取委・ガソリン流通実態調査報告書を発表

公正取引委員会は7月23日、約8年ぶりにガソリンの流通実態に関する調査結果を発表しました。公取委は6月25日の自民党石油流通問題議員連盟（野田毅会長）の役員会で、今回の調査結果のベースとなる概要版を報告。元売が業転玉の購入・販売を制限している行為について“適切でない”との見解を示しましたが、今回は“不適切”とより踏み込んだ表現で、「系列店に一方的に競争上不利な取引条件を課しているおそれがある」と、元売各社の不透明・不公平な卸価格政策を問題視しました。

調査結果では、元売が系列特約店の業転玉の取扱いを一律に制限・禁止することは、元売のブランド価値や商標権の観点からであっても、業転玉がPBSSなどに対し安定的に供給され、系列玉と業転玉の価格差が常態化している状況では「公正な競争環境の整備に悪影響を及ぼしかねない」と強調。「元売は系列特約店の業転玉の取扱いを一律に制限・禁止するのではなく、系列特約店等の意見を踏まえ、「一定のルールを策定する必要がある」と提言しました。

また、自社が精製したガソリンを商社に販売し、それが安価な業転玉としてPBSSに供給されている一方で、系列特約店に対しては業転玉の購入・販売を制限していると強調。取引上優越した立場にある元売が一般特約店に対し、一方的に、競争上不利な取引条件を課しているおそれがあり、“不適切”と表現して、公正な競争環境整備する観点から看過できない問題との認識を示しました。

公取委は元売に対しこれらの問題の改善を求め「その動向を注視していく」と強調。元売が優越的な地位を利用して独占禁止法に違反する疑いのある事案があった場合には“厳正に対処”していくとしました。

石油流通議連 公取委・エネ庁に積極関与要請 ～「不適切」是正へ元売指導を～

自民党の石油流通問題議員連盟（野田毅会長）は9月11日、公正取引委員会から、「ガソリンの取引に関する調査」結果に基づいて行っている元売各社の検討・見直し状況を聞くとともに、資源エネルギー庁が7月中旬から下旬にかけて実施した緊急元売ヒアリングの概要について報告を受けました。野田会長は公取委に対し「スピード感が重要。異常な状況をいつまで放置できない」と元売各社への働きかけを継続するよう求め、エネ庁に対してもルールづくりなどへの積極的な関与を求めました。



自民党本部で行われた議連役員会

調査結果の公表後、公取委は元売各社への働きかけを行い、各社から具体的な対応方針の提出を求めていることを明らかにしました。一方、エネ庁も不公正・不透明な競争環境の元凶となっている業転玉の流通実態や系列玉と業転玉との卸格差の実態など、業転玉の実態に焦点を絞って緊急の元売ヒアリングを実施。さらにエネ庁は向こう1年間、四半期ごとにヒアリングを実施し、業転玉の流通状況や変動、卸格差の変化などについて注視していく方針を明らかにしました。

出席議員からは「具体的な成果が出るまで徹底的にやる」と公取委に対する改善指導の徹底を求めたほか、エネ庁に対しても「所管省庁として責任を持って公正な環境整備を行うべきだ」と強く求めました。

エネ庁・元売各社に「ガソリン取引の適正化」を通達

業転購入を理由にした嫌がらせ抑止 製品流通証明書の添付

資源エネルギー庁は9月19日から20日にかけて、山本和徳石油流通課長と竹谷厚石油精製備蓄課長の連盟で元売8社（JX日鉱日石エネルギー、出光興産、EMGマーケティング・東燃ゼネラル石油、昭和シェル石油、コスモ石油、太陽石油、三井石油、キグナス石油）に「ガソリンの取引に関する公正な競争の確保について」と題する通達を発出しました。系列特約店の業転玉の取り扱いを理由とした不利益や嫌がらせなどを行わない対応を求めたほか、非系列取引の透明性の確保に向け、流通証明書の添付について、年内実施に向けて検討を求めました。

元売が系列特約店の業転玉の取り扱いを理由に直ちに、また一方的に①取引停止、SS運営委託の解除、卸売価格の引き上げ、POSシステムの利用停止②業転玉の取り扱いが今後の取引などに影響があると系列特約店に受け取られるような通知を行うことなど、不当に、系列特約店に不利益となるような取引条件を設定するなどの独禁法違反が疑われる行為を行わないよう求めました。

また、非系列取引の透明性確保のため、製油所・油槽所からSSに至る石油製品の商流と実際の物流を記載した石油製品流通証明書の添付について、年内実施に向けて検討するよう要請しました。

神奈川県石油政治連盟 役員名簿

(敬称略)

役職名	氏 名	組 合 役 職	役職名	氏 名	組 合 役 職
名誉会長	森 洋	理 事 長	常任委員	戸 原 秀 之	経営担当副理事長
会 長	渡 辺 治 夫	油政連担当副理事長	常任委員	澁 谷 彰 樹	政策環境担当副理事長
副 会 長	鶴 岡 勉	共同事業担当副理事長	監 事	川 田 善 久	監 事
副 会 長	穴 澤 順 之	総務担当副理事長	監 事	笠 間 正 二 郎	監 事
常任委員	木 所 章	広報担当副理事長	会計責任者	植 栗 正 光	専 務 理 事

神奈川県石油政治連盟 地区部会長

(敬称略)

地区	地 区 の 範 囲	氏 名	会 社 名	組 合 支 部
1	横浜市中区・磯子区・金沢区	戸 原 秀 之	(株)みなと石油商会	横 浜 中 央
2	横浜市西区・港南区・南区	利根川 修	東邦礦産(株)	横 浜 中 央
3	横浜市鶴見区・神奈川区	斎 藤 康 治	喜久興産(株)	横 浜 東
4	横浜市栄区・鎌倉市・逗子市・葉山町	兵 藤 忠 洋	(有)兵藤商事	神 奈 川 南 部
5	横浜市瀬谷区・戸塚区・泉区	大 貫 芳 夫	(有)大貫商事	戸 塚
6	横浜市保土ヶ谷区・旭区	露 木 俊 光	(株)露木商会	旭 瀬 谷
7	横浜市港北区・都筑区	吉 山 昌 秀	山和石油(株)	横 浜 東
8	横浜市青葉区・緑区	長 野 一 之	(株)長野商事	緑
9	川崎市多摩区・麻生区	木 所 章	(株)木所	川 崎 北
10	川崎市川崎区・幸区・中原区	穴 澤 順 之	巴商事(株)	川 崎 中 央
11	横須賀市・三浦市	木 村 秀 明	木村石油(株)	神 奈 川 南 部
12	藤沢市・高座郡	富 田 良 一	(株)遠藤石油	新 湘 南
13	大和市・海老名市・座間市・綾瀬市	笠 間 正 二 郎	(有)笠間商店	高 座
14	相模原市(南区の一部と緑区を除く)	佐々木 数 也	麴屋商事(株)	北 相
15	茅ヶ崎市・平塚市・中郡	城 田 孝 夫	高田石油(株)	新 湘 南
16	厚木市・伊勢原市・愛甲郡・相模原市(南区の一部と緑区)	原 寿 美	(株)原商会	厚 木
17	秦野市・小田原市・南足柄市・足柄上郡・足柄下郡	井 上 和 足	井上商事(株)	足 柄
18	川崎市高津区・宮前区	木 所 章	(株)木所	川 崎 北

..... <きりとりせん>

**油政連
新会員募集**

**年会費 (一口当たり) 個人会員 8,000円
法人会員 9,600円**

<法人会員は「自由民主党神奈川県石油販売業支部への寄付」となります>

◇加入申込みは、下記に記入・捺印のうえ郵便で「県石油政治連盟事務局」へお送り下さい。

加入 申 込 書

神奈川県石油政治連盟
会長 渡 辺 治 夫 殿

平成 年 月 日

I 個人会員として申し込みます		II 法人会員として申し込みます	
ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
氏 名	氏 名	会社名・代表者	会社名・代表者
(〒)	(〒)	(〒)	(〒)
現 住 所	現 住 所	現 住 所	現 住 所
電 話	電 話	電 話	電 話
会 社 名	会 社 名	加入営業所数	ヶ 所
(役職)	(役職)	担 当 者 名	(役職)

◆申込書の送付・お問い合わせは 〒231-0031 横浜市中区万代町3-5-3 電話 045-641-1351

通知書を現住所以外に送付する場合の送り先	〒 [電 話]
----------------------	-----------

〈健康保険組合からのお知らせ〉

扶養家族が、学校卒業、就職、結婚、親から独立、亡くなったら5日以内に届出を健康保険の負担軽減のため、被扶養者削除の届出は速やかにお願いたします。

算定基礎届・被扶養者確認調書業務に対して多大なご協力ありがとうございました。

平成20年度から「後期高齢者医療制度（長寿医療制度）」「前期高齢者医療制度」「退職者給付制度」が改められました。その結果、これらの制度加入の高齢者の給付を支える「支援金」「納付金」「拠出金」の算定に当たっての計算の対象者にゼロ歳から74歳までの被扶養者もカウントされ、被保険者と同様の負担が課せられることになりました。しかし、健保組合の財政負担に加重なため、平成22年度途中より、一部その健康保険組合の総報酬によって算定することになりましたが、健保組合の財政に大きな影響があることには変わりはありません。

以上のことから、被扶養者に該当しなくなった方につきましては、直ちに健保組合に被扶養者異動届（削除届）を提出していただくことが大切です。

表1 保険給付費及び支援均等の内訳（平成24年度決算）

	被 保 険 者		被 扶 養 者		合 計	
	総 額	被保険者 一人当り費用	総 額	被保険者 一人当り費用	総 額	被保険者 一人当り費用
年間平均人員	3,801人	-	3,490人	-	7,291人	
平均標準報酬	335,298円				335,298円	
保 険 料	1,581,383千円	414,517円	-	-	1,581,383千円	414,517円
療 養 費	298,096千円	78,426円	264,765千円	75,864円	562,861千円	148,082円
薬 剤 費	77,292千円	20,335円	83,720千円	23,989円	161,012千円	42,360円
現金給付等	30,691千円	8,075円	31,898千円	9,140円	62,589千円	16,466円
高額療養費等	27,777千円	7,309円	25,504千円	7,308円	53,281千円	14,018円
健康診査等	47,446千円	12,483円	本人に含む		47,446千円	12,483円
支援金等	351,955千円	92,595円	323,157千円	92,595円	675,112千円	177,614円
合 計	833,257千円	219,223円	729,044千円	208,896円	1,562,301千円	411,023円

【注】高額療養費及び支援金等は被保険者・被扶養者の加入者数で按分したものです。

【注】高額療養費は限度額適用認定証分は療養費に含まれます。

表2 平成24年度支援金等内訳

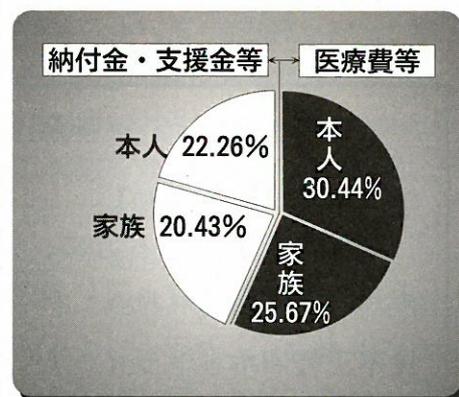
	被保険者	被扶養者	合 計
平成24年度保険料決算額	1,581,383千円	-	1,581,383千円
前期高齢者支援金	141,635千円	130,047千円	271,682千円
後期高齢者支援金	172,002千円	157,929千円	329,931千円
退職者給付拠出金	38,310千円	35,175千円	73,485千円
療養病床転換支援金	0千円	0千円	0千円
老人保健拠出金	13千円	0千円	13千円
合 計	351,960千円	323,151千円	675,111千円
保険料に占める割合	22.26%	20.43%	42.69%

【注】合計欄は単位千円のため端数処理の関係で合致しないところがあります。

表3 平成24年度介護保険勘定内訳

介護勘定	被保険者	被扶養者	合 計
人 数	2,148人	785人	2,933人
平成24年度介護保険料決算額	159,974千円	-	159,974千円
平成24年度介護納付金	106,879千円	39,060千円	145,939千円

平成24年度保険料決算額に定める療養費・支援金等の本人・家族別の割合



被保険者・被扶養者の皆様へ

かかりつけ医師を決めましょう。はしご受診などは避け正しい受診をお願いいたします。ジェネリック医薬品の利用など医療費削減にご協力をお願いいたします。

巡回健診を10月より実施しています。被保険者様はもとより、配偶者様も一緒に健診を受検され、ご自身の健康状態を把握して、病気の早期発見・受診をお願いいたします。

インフルエンザのワクチン予防接種の助成事業を実施しています。早めに予防接種を受けましょう。

今後も、事業主・被保険者・被扶養者の皆様のご協力を得て、健康保険組合の健全な事業運営に努めます。よろしくをお願いいたします。

健康保険組合のホームページをリニューアルいたしました。是非ご覧下さい。ご活用をお願いいたします。

～不正軽油に関する情報をお寄せください～

不正軽油ホットライン

TEL
FAX

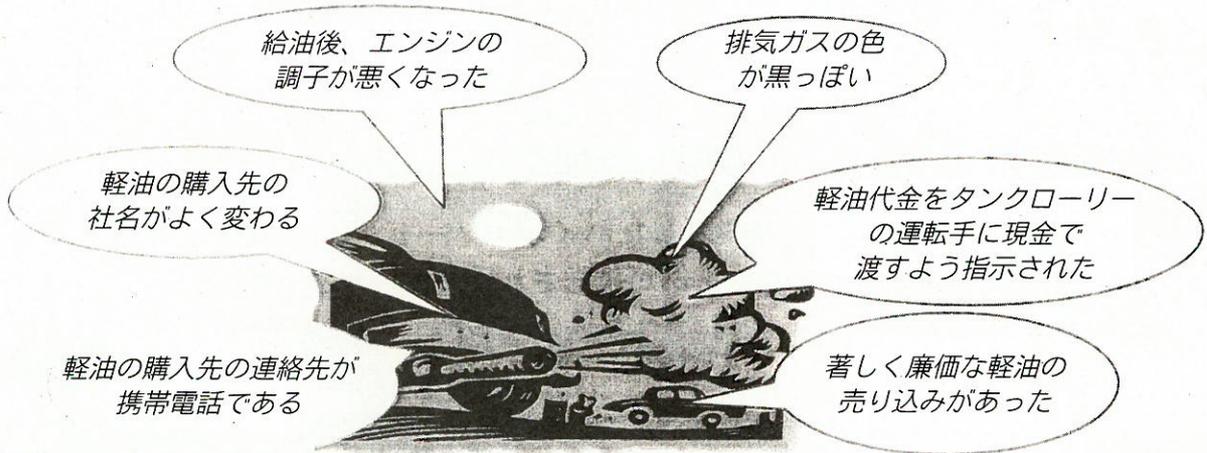
045(210)2380
ふせいはゼロ

受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日及び年末年始を除きます)



こんなときは、不正軽油の可能性がります。

「不正軽油ホットライン」まで情報をお寄せください。



～神奈川県不正軽油対策協議会の取組み～

【広報及び啓発活動】

軽油を使用される方に、啓発用物品等を配布し、不正軽油を購入・使用しないよう啓発活動を行っています。

【不正軽油ホットライン】

県民の皆様から、不正軽油に関する情報を広く集めるため、「不正軽油ホットライン」を設置し、情報の収集に努めています。寄せられた情報は、不正軽油撲滅に向けた資料として活用しています。

神奈川県不正軽油対策協議会

神奈川県石油業協同組合・(社)神奈川県トラック協会・(社)神奈川県バス協会・
(社)神奈川県建設業協会・第三管区海上保安本部・関東運輸局神奈川運輸支局・
神奈川県警察・神奈川県